

JVA NET

2018 年 3 月 5 日 (通巻第 49 号)

2017 年度第 10 回理事会(臨時)開催

【2018 年度 日本で開催される国際大会のご案内】



FIVB バレーボールネーションズリーグ 2018

◇女子予選ラウンド: 第2週 5月22日(火)~24日(木) 愛知県豊田市(スカイホール豊田)◇男子予選ラウンド: 第3週 6月8日(金)~10日(日) 大阪府大阪市(大阪市中央体育館)

FIV3

WOMEN'S WORLD CHAMPIONSHIP JAPAN 2018

2018 女子バレーボール選手権大会 (2018 世界バレー女子大会)

◇第1次ラウンド9月29日(土)~10月4日(木)

A 組 神奈川県横浜市(横浜アリーナ)

B組 北海道札幌市(北海きたえ一る)

C組 兵庫県神戸市(グリーンアリーナ神戸)

D組 静岡県浜松市(浜松アリーナ)

◇第2次ラウンド 10月7日(日)~11日(木)

E組 愛知県名古屋市(日本ガイシホール)

F組 大阪府大阪市(大阪市中央体育館)

◇第3次ラウンド10月14日(日)~16日(火)
G・H組 愛知県名古屋市(日本ガイシホール)

◇ファイナルラウンド 10 月 19 日(金)~20 日(土) 神奈川県横浜市(横浜アリーナ)

※開催地協会の皆様方におかれましては、大会運営にご支援・ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

2018年2月15日(火)に開催された2017年度第10回理事会(臨時)の概要をお知らせします。

●定款の改定(評議員定数ならびに報酬総額の変更)について

本題に入る前に嶋岡会長より、2018 年 1 月 16 日に開催された評議員・理事懇談会についての報告が行われました。懇談会では、「評議員会・理事会の在り方に関わる検討会」の検討内容が紹介され、評議員・理事の間で意見交換が行われた結果、確認された下記 5 つの方向性についての説明がありました。

- 1. 評議員会・理事会のコミュニケーションの更なる促進
- 2. 評議員の選定にあたって、評議員候補者の推薦から選定に至るまでの手順の整理と透明化

(評議員選定に関するガイドラインの制定)

- 3. 加盟団体(各ブロック等)からの評議員適任者の推薦を受け付け、その意向を尊重する
- 4. 加盟団体からの推薦を受けることに伴う評議員定数の見直し →議論のできる規模を考慮し評議員定数を 15~20 名から 20~25 名に変更
- 5. 評議員会における決議方法の規定化(採決又は記名式投票)

本日は、確認された方向性を実行に移すため、以下 4 つの手続きを理事会にて行いたい。

- ①定款の改定について
 - 定款に規定されている評議員定数及び評議員に対する報酬総額の改定
- ②評議員の報酬規程の改定について 定款の改定に伴う評議員報酬規程における報酬総額の改定
- ③理事会における「評議員の選定に関するガイドライン」の承認
- ④評議員会運営規程及び理事会運営規程の改定について 決議方法(挙手又は記名式投票)についての追加記載

以上の説明に引き続き、本件議題である定款の改定案(評議員定数ならびに報酬総額の変更)について以下 の通り説明が行われ、替否を諮りこれを承認可決しました。

公益財団法人日本バレーボール協会 定款案 (変更点抜粋)

(評議員) く変更>

- 第 14 条 この法人に、評議員 15 名以上 20 名以内 ⇒ 20 名以上 25 名以内を置く。
 - 2 評議員のうち、1名を評議員会議長とする。
 - 3 評議員は、理事及び監事を兼務することはできない。

(評議員に対する報酬等) **<変更>**

第 17 条 評議員に対して、各年度の総額が 400 ⇒ 500 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

附則 2 <追記>

4 この定款は、2018年6月13日から施行する。

なお、定款変更については、評議員会の権限となるため、理事会で可決された定款変更案は、本日開催される臨時評議員会に提案し決議される。

※上記の定款の改定は、評議員会の決議が必要なため、同日に開催された臨時評議員会に諮られ、正式に 承認可決されました。

定款の施行日は定時評議員会が開催される6月13日となります。

●評議員の報酬規程の改定について

評議員の報酬規程の改定について下記の通り説明が行われ、賛否を諮りこれを承認可決しました。

第 1 号議案で承認された定款の改定(案)に伴い、評議員の報酬規程も併せて、下記の通り一部修正が必要となります。

評議員の報酬規程案 (変更点抜粋)

(報酬) <変更>

- 第2条 評議員の報酬の総額は、定款第 17 条の規定に基づき各年度 4,000,000 円 ⇒5,000,000 円を超えない範囲とする。
- 2 評議員一人あたりの報酬は、勤務形態にかかわらず各年度 200,000 円を超えない範囲とする。

(附則) <追記>

- 4. この規定は、2018年6月13日から施行する。
- ※上記の規程の改定についても、評議員会の決議が必要なため、同日に開催された臨時評議員会に諮られ 正式に承認可決されました。施行日は定時評議員会が開催される6月13日となります。

●評議員の選定に関わるガイドラインの制定について

評議員の選定に関わるガイドラインの制定について、以下の通り説明が行われ、賛否を諮りこれを承認可決しました。

評議員の選定に関わるガイドラインは、評議員の改選にあたり、評議員候補者の推薦から評議員の選定に至るまでの手順の整理と透明化を目的として制定するものです。

本ガイドラインは、「評議員会・理事会の在り方に関する検討会」にて検討され、2018 年 1 月 16 日に開催した 評議員・理事懇談会において趣旨及び内容について了承を得ています。

本日は、「評議員の選定に関するガイドライン」としての体裁を整えたうえで、正式に理事会に提案します。

※なお、評議員の選定に関するガイドラインは別添のとおりです。

また、ガイドラインにおいて規定されている、「第3条(推薦要領)(5)加盟団体関係者が複数人、含まれること」を考慮するため、加盟団体からも次期評議員候補者の推薦を受け付ける事とし、その要項を纏めた「評議員候補者推薦要領(加盟団体)」により、推薦手続きを進めていきたいとの説明がありました。

要旨としては、全国ブロック理事長並びに全国連盟代表者(加盟団体)宛に次期評議員候補者推薦依頼を行い、適任者がいれば全国ブロック毎、全国連盟毎に1名の候補者を嶋岡会長宛てに推薦することが出来ます。嶋岡会長は候補者を取り纏めた上で、理事会に評議員候補者として推薦します。加盟団体から推薦された候補者が必ず評議員に選定されるとは限りませんが、選考にあたっては、加盟団体の意向を尊重した上で

決定することが盛り込まれています。

加盟団体からの推薦にあたっては、業務を執行する理事の立場ではなく、ガバナンスのチェックや役員の選任・解任等、定款上に記載されている評議員の権限を十分に理解した上で、推薦していただくよう徹底したい 旨説明がありました。

※なお、評議員候補者推薦要領(加盟団体)は別添のとおりです。

●評議員選定委員会運営細則の改定について

評議員選定委員会運営細則の改定について以下の通り説明が行われ、賛否を諮りこれを承認可決しました。

今回制定されたガイドラインに関連して、評議員選定委員会運営細則の文言の統一を図るための修正を提案します。

また、会長からの提案に加え、理事より、「第2条2項、会長に事故あるときは、各理事が委員会を招集する。」という表現は曖昧であり、会長以下の委員会招集の順序付けを明確にした方が良いとの指摘があり、下記の通りに改定する事としました。

評議員選定委員会運営細則(変更点抜粋)

(招集) く変更>

第2条 委員会は、代表理事 ⇒ 会長代表理事(以下「会長」という)が招集する。

2 代表理事 → 会長に事故あるときは、各理事が委員会を招集する → 専務理事、副会長の順序で委員会の招集者とする。

(招集通知) 〈変更〉

第3条 委員会を招集するには、代表理事 ⇒ **会長**が委員会の日の1週間前までに、各委員に対して、書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

附則 <追記>

2. この細則は、2018年2月15日から施行する。

●評議員会運営規程 及び 理事会運営規程の改定について

評議員会運営規定及び理事会運営規程の改定について以下の通り説明が行われ、賛否を諮りこれを承認 可決しました。

本件も評議員・理事懇談会の中で確認された事項であり、評議員会における決議(賛否の意思表示)については、従来「挙手、起立、投票」であったものから、「挙手又は記名式投票」に変更することに関して評議員会運営規程を改定いたしたい。

また、理事会運営規程についても同様の内容に改定することを提案したい。

評議員会運営規程 (変更点抜粋)

第 15 条(決議) <変更>

3 決議に係る出席評議員の賛否の意思表示は、挙手、起立、投票 ⇒ 挙手又は記名式投票の何れかによるものとする。

(附則) <追記>

2 この規程は、2018年2月15日から施行する。

理事会運営規程 (変更点抜粋)

第10条(決議の方法) <追記>

5 決議に係る出席理事の賛否の意思表示は、挙手又は記名式投票の何れかによるものとする。

(附則) <追記>

4 この規程は 2018 年 2 月 15 日から施行する。

●コンプライアンス違反の処分について

3 件のコンプライアンス違反の処分案について、以下の通り説明が行われ、案件毎に賛否を諮りこれを承認可決しました。

【案件 1】

- 1.対象者
- ■熊本県小学生クラブチーム監督 保有資格:バレーボール指導員

2.確認された事実 (概要)

- ・2017 年 7 月 22 日(土)、練習試合の時に気持ちがたるんでいるとの理由で体育館の外を走らされる。戻ってきて、監督に今の気持ちを伝えたところ再度走らされた。体育館に帰ってきたところ、監督がはさみを使って走ってきた選手二人の靴紐を切断した。
- 練習中に動きが悪いと監督が選手の足や腰を蹴っていた。
- ・練習中や練習試合において監督は選手に対して「メスゴリラ」「チビ」、さらに名前の前に「へ」(へたの意味) をつけて呼んでいた。
- 身体的には、蹴られたところが赤くなった。髪の毛をつかまれた選手の毛が抜けた。
- 3. コンプライアンス違反と認定する理由

事実関係を取りまとめた「反倫理的行為(体罰・暴力)に関する確認事項」についての書面を郵送し、事実関

係と弁明の有無を確認したところ、本人からの弁明書が提出され、概ねその事実を認めている。

4. 本件に関する処分案

当該監督を「日体協公認バレーボール指導員資格」の「登録抹消」処分とする。

【案件 2】

1. 対象者

■熊本県小学生クラブチーム監督 保有資格:バレーボール指導員

2. 確認された事実(概要)

- ・2017年6月19日(月)、練習試合の時に気持ちがたるんでいるという理由で、選手に対して、「帰れ」と言いながら選手の髪の毛をつかみコート外に無理やり出そうとした。その際に、防球ネットに首筋が当たり、2ヶ所線状に赤くはれた。
- ・選手が休むと「〇〇は死んだと思え」とか「馬鹿な親が多いからお前たちはつまらん」とか「お前たちの親は 馬鹿だ」等の人権を無視するような言動をした。
- ・至近距離からのレシーブ練習をさせた。
- ・足首に痛みが出るくらい長時間走らせた。等
- けがの程度は、首筋に線状の赤い傷、手の豆のつぶれ、足首の痛み
- 3. コンプライアンス違反と認定する理由

事実関係を取りまとめた書面、「反倫理的行為(体罰・暴力)に関する確認事項」を郵送し、事実関係及び 弁明の有無を確認したところ、提出期限の2018年1月9日までに本人から書面による弁明及び証拠資料の 提出がなかったことから、その事実は間違いないものと判断する。

4. 本件に関する処分案

当該監督を「日体協公認バレーボール指導員資格」の「登録抹消」処分とする。

【案件 3】

- 1. 対象者
 - ■熊本県小学生クラブチームコーチ (【案件 2】監督と同じチームに所属) 保有資格: バレーボール指導員
- 2. 確認された事実(概要)

<監督が行った体罰・暴力・暴言>

- ・2017 年 6 月 19 日(月)、練習試合の時に気持ちがたるんでいるという理由で、選手に対して、「帰れ」と言いながら選手の髪の毛をつかみコート外に無理やり出そうとした。その際に、防球ネットに首筋が当たり、2 ヶ所線状に赤くはれた。
- ・選手が休むと「〇〇は死んだと思え」とか「馬鹿な親が多いからお前たちはつまらん」とか「お前たちの親は馬鹿だ」等の人権を無視するような言動をした。
- ・至近距離からのレシーブ練習をさせた。
- ・足首に痛みが出るくらい長時間走らせた。等
- けがの程度は、首筋に線状の赤い傷、手の豆のつぶれ、足の痛み

<コーチがとった行動>

当該コーチは、直接暴力・暴言・体罰等を行ったという事実はない。

しかし、監督の違反行為の最中、コート内におり、暴力等を見ていたにもかかわらず、制止することもなく練習を続けており、違反行為を容認していた。

平成 29 年 6 月 25 日に【案件 2】の監督の行き過ぎた指導について確認したところ、行き過ぎた指導はないと事実を否定した。

3. コンプライアンス違反と認定する理由

事実関係を取りまとめた書面、「反倫理的行為(体罰・暴力)に関する確認事項」を郵送し、事実関係と弁明の有無を確認したところ、提出期限の2018年1月9日までに本人から書面による弁明及び証拠資料の提出がなかったことから、その事実は間違いないものと判断する。

4. 本件に関する処分案

当該コーチを「日体協公認バレーボール指導員資格」の「無期限の資格停止」処分とする。

※なお、日体協公認スポーツ指導員資格に関する処分は、JVA 理事会の決議結果を受けたうえで、日体協が 最終の組織決定をするため、JVA の理事会決議とは異なる場合があります。

●臨時評議員会の目的事項等について

臨時評議員会の目的事項等について以下の通り説明が行われ、賛否を諮りこれを承認可決しました。

【臨時評議員会の目的事項等について】

1.日 時: 2018年3月13日(火)16:00~18:00

2.場 所: 日本バレーボール協会 会議室

3.決議事項

(1)次期評議員候補者の推薦について

定款第 14 条(評議員)、第 15 条(評議員の選任及び解任)、第 16 条 (任期)の定めによる、任期満了に伴う評議員候補者の推薦について

発 行 : 公益財団法人日本バレーボール協会 発行人 :業務執行理事 事務局長 林 孝彦

電話: 03-5786-2100 FAX:03-5786-2109 E-mail: generalaffairs@jva.or.jp

評議員の選定に関するガイドライン

第1条(目的)

本ガイドラインは、評議員会、理事会が評議員選定委員会(以下「選定委員会」という) に評議員候補者(以下「候補者」という)を推薦し、選定委員会が候補者を選定する際の指 針として機能することを目的とする。

第2条(推薦手続き)

- 1 理事会は、評議員全員の任期満了により候補者を推薦するときは、定款上、評議員の定数が「20名以上 25名以内」とされていること、評議員会が推薦する候補者が存在すること、理事会、評議員会それぞれが推薦する候補者が重複している可能性もあることなどを勘案し、その決議をもって、20~25名程度の候補者を選定し、選定理由を付した候補者リストを作成、会長代表理事(以下「会長」という)を通じて、選定委員会に提出する。
- 2 評議員会は、評議員全員の任期満了により候補者を推薦するときは、定款上、評議員の 定数が「20名以上25名以内」とされていること、理事会が推薦する候補者が存在する こと、理事会、評議員会それぞれが推薦する候補者が重複している可能性もあることな どを勘案し、その決議をもって、20~25名程度の候補者を選定し、選定理由を付した 候補者リストを作成、評議員会議長を通じて、選定委員会に提出する。
- 3 前1項、2項により臨時理事会、臨時評議員会を開催する必要があるときは、会長は、 開催日の1週間前までに書面またはメールによる招集通知をもって、臨時理事会、臨 時評議員会をそれぞれ招集する。
- 4 本条1項、2項により、理事会、評議員会がそれぞれ候補者リストを選定委員会に提出 するときは、選定委員会の互選により選ばれた、選定委員会議長(以下「議長」という) に提出する。議長は理事会、評議員会の候補者リストを他の選定委員に送付する。

第3条(推薦要領)

理事会、評議員会とも、候補者を選定委員会に推薦するに際しては次の諸点を実現するように、十分に配慮する。

- (1) 当財団の公益性を理解し、社会公益の立場から評議員としての活動を行うことが期待できる人格、識見を備えた人物であること
- (2) バレーボール競技の普及、振興に情熱と意欲とを持つ人物であること

- (3) 男女構成比、年齢構成比において候補者の多様性に配慮すること
- (4) バレーボール競技に関して、選手、審判、バレーボール団体役員などの経験・学識を 持つ人物が複数人、含まれること
- (5) 加盟団体関係者が複数人、含まれること
- (6) 企業・団体においてマネジメント実務を経験した者が複数人、含まれること
- (7) 財務会計の専門家、法律の専門家が含まれること

第4条 (理事会、評議員会の事前協議)

理事会、評議員会とも、2条 3 項による招集がなされたときは、開催日の前に適宜、それぞれ会合を開くなどして、十分に意見交換、協議を行う。

第5条(選定委員会)

- 1 理事会、評議員会それぞれから議長に対して候補者リストが提出されたときは、会長は 開催日の1週間前までに、書面またはメールによる招集通知をもって選定委員会を招 集する。
- 2 選定委員は、会長、評議員会議長に対して、候補者リストの内容について照会を行うことができ、会長、評議員会議長はこれに対して回答を行う。
- 3 選定委員は、評議員の選定に当たっては、3条記載の要領を十分に尊重する。

第6条(附則)

評議員の欠員補充が必要となり、選定委員会において候補者の選定を行う場合において も、このガイドラインの趣旨を準用し選定作業を行うものとする。

第7条(本ガイドラインの変更)

このガイドラインは、評議員が会議を招集し、その出席者の過半数の賛成を得て、理事会の決議により改廃することが出来る。

(附則)

このガイドラインは、2018年6月13日から施行する。

但し、2018年6月選任の評議員の選定についても、施行前ではあるが本ガイドラインを 準用することとする。

評議員候補者推薦要領(加盟団体)

<都道府県バレーボール協会>

- ・2018 年 2 月 16 日付でJVA嶋岡会長より各ブロック理事長宛に「次期評議員候補者の推薦について」を発送。
- ・各ブロック理事長は、ブロック内における本件の周知および調整を行ったうえ、 2018年3月9日必着で、<u>適任者がいれば全国ブロック毎に1名の評議員候補者</u> を嶋岡会長宛てに推薦。
- 嶋岡会長が各ブロックの評議員候補者を取りまとめ理事会に推薦。
- ・2018年3月13日定例理事会において評議員選定委員会に提案する評議員候補 者を決定。
- ・理事会で承認された評議員候補者は、評議員選定員会に候補者リストとして提出 される。(加盟団体からの推薦候補者も含まれる)
- ・評議員選定委員会での評議員の選考に当たっては、各ブロックの意向を尊重した うえで決定する。
- ・なお、各ブロックが評議員候補者を推薦する場合は、評議員の役割を十分認識したうえで、適任者を推薦するものとする。 評議員として求められる人物像は、「評議員選定に関するガイドライン」の第3条 (推薦要領)による。
- 評議員選定委員会にて評議員20~25名を選定。
- ・各ブロックから推薦された候補者が、評議員に選定されない場合もありますので予めご了承願います。
- ・2018年6月13日定時評議員会の終結の時をもって現評議員任期満了、次期評議員就任

<全国連盟>

- ・2018 年 2 月 16 日付でJVA嶋岡会長より各全国連盟代表宛に「次期評議員候補者の推薦について」を発送。
- ・各全国連盟代表は、全国連盟内における本件の周知および調整を行ったうえ、 2018 年 3 月 9 日必着で、<u>適任者がいれば全国連盟毎に1名の評議員候補者を</u> 嶋岡会長宛てに推薦。
- ・嶋岡会長が全国連盟ごとの評議員候補者を取りまとめ理事会に推薦。
- •2018 年 3 月 13 日定例理事会において評議員選定委員会に提案する評議員候補 者を決定。
- ・理事会で承認された評議員候補者は、評議員選定員会に候補者リストとして提出 される。(加盟団体からの推薦候補者も含まれる)
- ・評議員選定委員会での評議員の選考に当たっては、各全国連盟の意向を尊重したうえで決定する。
- ・なお、各全国連盟が評議員候補者を推薦する場合は、評議員の役割を十分認識 したうえで、適任者を推薦するものとする。 評議員として求められる人物像は、「評議員選定に関するガイドライン」の第 3 条
- ・評議員選定委員会にて評議員 20~25 名を選定。

(推薦要領)による。

- ・全国連盟から推薦された候補者が、評議員に選定されない場合もありますので予めご了承願います。
- ・2018 年 6 月 13 日定時評議員会の終結の時をもって現評議員任期満了、次期評議員就任